

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第3号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「とし、同項」を「とする。同項」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、法に定めのある場合のほか」を加え、「を指定したとき、指定納付受託者からその名称、住所若しくは事務所の所在地の変更の届出があった」を「に取り扱わせる歳入等の種類を変更した」に改め、「取り消したとき」の次に「(法第231条の2の7第1項の規定により取り消したときを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月20日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第7イ行政職給料表昇格時号給対応表中

「

59	26
60	26
61	27
62	27
63	28
64	28
65	29
66	29
67	30
68	30
69	31
70	31
71	32
72	32
73	33
74	33

「

59	25
60	26
61	26
62	26
63	27
64	27
65	27
66	28
67	28
68	28
69	29
70	29
71	30
72	30
73	31
74	31

75	34
76	34
77	35
78	35
79	36
80	36
81	37
82	37
83	38
84	38
85	39
86	39
87	40
88	40
89	41
90	41
91	42
92	42
93	43

を

75	32
76	32
77	33
78	33
79	34
80	34
81	35
82	35
83	36
84	36
85	37
86	37
87	38
88	38
89	39
90	39
91	40
92	40
93	41

に改め、

同表ハ医療職給料表昇格時号給対応表中

「

51	28
52	28
53	29
54	29
55	29
56	29
57	30

「

51	27
52	27
53	28
54	28
55	28
56	28
57	29

58	30
59	30
60	30
61	31
62	31
63	31
64	31
65	32

を

58	29
59	29
60	30
61	30
62	30
63	31
64	31
65	31

に改める。

」

」

別表第7の2イ行政職給料表降格時号給対応表中

「

25	58
26	60
27	62
28	64
29	66
30	68
31	70
32	72
33	74
34	76
35	78
36	80
37	82
38	84
39	86
40	88
41	90
42	92

を

「

25	59
26	62
27	65
28	68
29	70
30	72
31	74
32	76
33	78
34	80
35	82
36	84
37	86
38	88
39	90
40	92
41	93
42	93

に改め、

同表ハ医療職給料表降格時号給対応表中

27	50
28	52
29	56
30	60
31	64

を

27	52
28	56
29	59
30	62
31	65

に改める。

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第7ロ教育職給料表昇格時号給対応表中

141		75
142		75
143		75
144		75
145		75
146		75
147		75
148		75
149		75
150		75

を

141		74
142		74
143		74
144		74
145		74
146		74
147		74
148		74
149		74
150		74

に改める。

別表第7の2ロ教育職給料表降格時号給対応表中

3	11
4	12
5	13
6	14

3	10
4	11
5	12
6	13

7	15
8	16
9	17
10	18
11	19
12	20
13	21
14	22

を

7	14
8	15
9	16
10	17
11	18
12	19
13	20
14	21

に、

「

74	125	140
----	-----	-----

を

「

74	125	150
----	-----	-----

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則中第1条及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和4年4月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とする。